

別表1
補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するため に直接必要な会議等を開 催する場合の会場借料に 係る経費	
	会場設営費	本事業を実施するため に直接必要な会議・商談会等 を開催する場合における設 営（情報案内コーナー等の 設置を含む。）に係る経費	
	通信運搬費	本事業を実施するため に直接必要な郵便及び運 送に係る経費	・切手は物品受払簿で管理 すること。
	借上費	本事業を実施するため に直接必要な事務機器、 試験機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するため に直接必要な資料等の印 刷に係る経費	
	広告・宣伝費	本事業を実施するため に直接必要なポスター・チラ シ等の作成・配布等に係る 経費	
	情報発信費	本事業を実施するため に直接必要な情報発信 (事業の案内や成果発信 等)に係る経費	・補助対象となるのは、事業 の対象となる農産物の品目 がいも類等甘味資源作物で ある場合のみで、茶等工芸 農作物の場合は補助対象と しない。 ・コンテンツの作成、システム 管理等のWEBによる情報

			発信等の経費を含む。
資料購入費	本事業を実施するため に直接必要な図書及び参 考文献に係る経費		<ul style="list-style-type: none"> 新聞、定期刊行物等、広く 一般に定期購読されている ものを除く。
原材料費	本事業を実施するため に直接必要な試作品の開 発や試験等に必要な原材 料に係る経費		<ul style="list-style-type: none"> 原材料は物品受払簿で管 理すること。
消耗品費	<p>本事業を実施するため に直接必要な次の物品に 係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期間（本事業の実施 期間内）又は一度の使 用によって消費され、 その効用を失う少額の 物品 CD-ROM等の少額 (3万円未満)の記録 媒体 試験等に用いる少額 (3万円未満)の器具 等 		<ul style="list-style-type: none"> 消耗品は物品受払簿で管 理すること。
旅費	委員旅費	本事業を実施するため に直接必要な会議の出席 又は技術指導等を行うた めの旅費として、依頼し た専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するため に直接必要な資料の收 集、各種調査、打合せ、 成果発表等の実施に係る 経費	
謝金		本事業を実施するため に直接必要な資料の整 理、補助、専門的知識の	<ul style="list-style-type: none"> 謝金の単価の設定根拠と なる資料を添付するこ と。

		<p>提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 調査員に対する謝金は、実施する調査の種類ごとに実施方法（目的、期間、範囲、対象、調査員数等）を記載した資料を添付すること。 相談員に対する謝金については、商談会に招へいするバイヤーに関する資料を添付すること。
委託費		<p>本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分（例えば、全国推進会議の開催等）の他の者（応募団体が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）への委託に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 新商品の開発、試作品の製造等の本事業の根幹をなす業務の全ての委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		<p>本事業を実施するために直接必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
備品費		<p>本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以

		<p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<p>上の場合とし、該当する設備・備品を1社しか扱っていない場合を除く) やカタログ等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込に係る経費	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する収入印紙（印紙税）に係る経費	

上記の経費であっても、次に掲げる場合には、補助対象経費とは認めないものとする。

1. 本事業の補助を受けて作成した試作品及び販売促進資材を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合

別表2

補助対象経費（第4の2及び4の(2)に掲げる事業のみ）

費目	細目	内容	注意点
事業費	整備費	本事業を実施するため に直接必要な機械・設備 の開発・改良、導入・設 置等に係る経費	<p>1 整備対象となる機械・設備 については、次に掲げる要件 を満たすこと。</p> <p>(1) 商品の製造量に見合った 能力・規模を有すること。</p> <p>(2) 新商品の製造等に必要で あって、事業実施計画にお いて、加工等を行う旨が記 載されていること。</p> <p>2 開発・改良した機械の導入 ・設置及び試作品の原料原産 地表示に必要な機器のリース 導入は、原則として、1事業 者当たり1件とする。</p>

別表3

補 助 対 象 経 費	補 助 率
1 新商品の開発・試作に要する経費	定額
2 新商品の製造等に必要な機械の開発・改良等に要する経費	
(1) 新商品の製造用機械の改良、新たに開発した機械の導入・設 置	1／2以内
(2) 新商品の貯蔵用機械の改良、新たに開発した機械の導入・設 置	1／2以内
(3) 新商品の販売用機械（自動販売機）の改良、新たに開発した 機械の導入・設置	1／2以内
3 試作品のプロモーションに要する経費	定額
4 原料原産地表示に要する経費	
(1) 新商品の原料原産地表示に向けた検討会の開催に要する経費	定額
(2) 新商品の原料原産地表示に必要な機器のリース導入に要する 経費	1／2以内
5 情報の発信に要する経費	定額
訪日外国人や海外消費者にとって新規性のある新商品のPRのた めの各言語によるサイトの制作やSNSを活用した情報発信等に要 する経費	